

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
7 加工・直売促進	地場産農林水産物の販売強化や付加価値向上のために必要な施設整備や機械導入等を支援することにより、地場産農林水産物の販売の促進を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【機械整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 ※1 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 ※1 うち機械 1/3以内)</p> <p>※1 直売及び地域食料活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	<p>ア 販売拠点整備 (ア)直売施設整備 直売所、商店街の空店舗や住宅地域の多様な施設の活用による販売施設整備 (イ)販売コーナー設置 スーパー等における販売コーナーの設置 (ウ)アンテナショップ、インショップ等の開設</p> <p>イ 販売促進機器等整備 生産流通拠点整備とリンクした地場産農林水産物の流通販売機器、生産情報提供機器、道路案内標識・看板等の整備</p> <p>ウ 加工施設等整備 処理、加工、冷蔵、貯蔵、包装用機械、施設整備</p> <p>エ 地域食料活用飲食施設、機械整備</p> <p>オ 地場産農林水産物販売促進 ア、イ、ウ、エの実施に伴う販売促進に必要なPR</p>	<p>・市町村 ・農地所有適格法人 ※2 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・全国農業協同組合連合会新潟県本部 ・新潟県森林組合連合会 ・新潟県漁業協同組合連合会 ・第3セクター ・上記が主たる構成員となっている団体</p> <p>※2 直売及び地域食料活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人(常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること)を含む。</p>

採択基準
<p>1 アンテナショップ、インショップ等は、開設に要する費用(借店、看板、施設改造、情報機器)を対象とする。 ただし、借店料への支援は最長6か月とする。</p> <p>2 販売促進機器等整備は、①新たにこだわり米や特色ある多様な地場産野菜等の生産を実施する場合、②地場産の販売拠点整備と一体的に実施する場合、③既存の販売拠点の機能を高度化する場合、を対象とする。 また、「道路案内標識」を設置する場合、事業主体は市町村に限るものとし、市町村が重点支援対象として位置付け、以下の要件を全て満たす直売所を案内するものを対象とする。 なお、事業の実施に当たっては対象直売施設と十分な協議をすること。 (1) 常設店舗 (2) 有人運営 (3) 通年営業 (4) 週5日以上で土・日営業 (5) 店舗面積 100㎡以上 (6) 駐車場 20台以上 (7) 「(5) (6)」に合致しないが、年間販売額が5千万円を超えていること。</p> <p>3 「ウ 加工施設等整備」及び「エ 地域食料活用飲食施設、機械整備」については、食品衛生法、医薬品医療機器等法関連する法手続きが十分検討され、許認可の見込みがあること。</p> <p>4 「オ 地場産農林水産物販売促進」は「ア 販売拠点整備」又は「イ 販売促進機器等整備」又は「ウ 加工施設等整備」又は「エ 地域食料活用飲食施設、機械整備」と一体的に実施するものとする。</p> <p>5 実施地区において、こだわり米や地場産野菜等の供給拡大が確実に見込めること。</p>